

群馬県後期高齢者医療広域連合公用車管理規程

平成19年4月1日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の所有する自動車（以下「公用車」という。）を安全かつ経済的に使用するため、必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 公用車の管理については、法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

(自動車の管理者)

第3条 公用車の管理者（以下「管理者」という。）は、総務課長とし、次に定める事務を処理する。

- (1) 公用車の管理に関する事。
- (2) 公用車の使用許可に関する事。
- (3) 公用車の運行計画に関する事。
- (4) 公用車の自動車保険に関する事。
- (5) 公用車の合いかぎの保管に関する事。
- (6) 公用車の事故処理に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、公用車の運行管理について必要な事項に関する事。

(使用の手続)

第4条 公用車を使用しようとするときは、管理者の許可を受け、備付けの公用車使用簿（様式第1号）に記入しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により使用許可を得た後、目的地若しくは用途を変更し、又は使用を取りやめたときは、使用者は、直ちに管理者に申し出なければならない。

(使用制限)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公用車の使用を許可することができない。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用の目的が公務以外のものであるとき。
- (2) 利用の日程が自動車等の運行又は自動車等を運行する者（以下「運

転者」という。)の勤務の状況に負担を与えるおそれのあるとき。

(3) 運転者が、当該車両を運転できる運転免許証を取得後1年以上の経験を有しないものであるとき。

(4) その他管理者が、使用させないことが適当と認めたとき。

(許可の取消し)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 車両の故障、気象状況、道路状況等により、車両の運行が危険又は不可能であることが予測される時。

(2) その他公用車の使用を不相当と認める時。

(運転者等の責務)

第7条 運転者は、常に法令を遵守し、交通事故防止に万全を期さなければならない。

2 運転者は、安全運転は健全な心身にあることを認識し、その保持に配慮しなければならない。

3 同乗者は、走行中の安全確認について運転者に協力し、常に安全確保に努めなければならない。

4 運転者は、疾病、過労その他の理由のため、安全な運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を管理者に申し出なければならない。

(運行前点検等)

第8条 運転者は、運行前に公用車を点検し、整備を必要とする箇所を発見したときは、当該管理者に報告し、指示に従うものとする。

2 前項の規定は、運行後においても同様とする。

(事故等の処理及び報告)

第9条 運転者は、自動車事故が発生したとき又は道路交通に関する法令違反をしたときは、適正な処置を執るとともに、直ちに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、適正な指示を行い、事故等の処理後直ちに交通事故(違反)報告書(様式第2号)を作成し、広域連合長に報告しなければならない。

(緊急統制)

第10条 災害その他緊急の場合においては、管理者は、すべての公用車の使用を統制することができる。

(台帳の備付け)

第11条 管理者は、公用車管理台帳（様式第3号）を備えなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

公 用 車 使 用 簿

課 長	公用車管理者

利 用 時	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分	運 転 者	課	
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分		職 氏 名	
同 乗 者 ( 荷 物 等 )			行 き 先	
			用 務	
開 始 距 離 ( A )	km	燃 料 の 状 況	Full ・ 3/4 ・ 1/2 ・ 1/4 ・ Empty	
終 了 距 離 ( B )	km		給 油	無 ・ 有 (      )
走 行 距 離 ( B - A )	km	異 常 箇 所 の 連 絡 事 項		

様式第2号（第9条関係）

交通事故（違反）報告書

年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 様

公用車の管理者

交通事故（違反）が発生したので、次のとおり報告します。

1 日時

2 場所

3 状況

4 業務内容

5 利用車両

（1）車種及び自動車登録番号又は車両番号

（2）運転者（所属、職及び氏名）

（3）同乗者（所属、職及び氏名）

（4）障害の程度

①運転者

②同乗者

(5) 損害の程度

6 相手車両

(1) 車種及び自動車登録番号又は車両番号

(2) 住所及び氏名

①運転者

②同乗者

③所有者

(3) 傷害の程度

①運転者

②同乗者

(4) 損害の程度

7 今後の対応

8 添付書類

事故発生現場見取図、運転者（職員）の運転免許証の写し並びに利用車両の写真及び相手車両の写真（すべての損傷箇所及び自動車登録番号又は車両番号の確認ができるもの）

備考 添付書類は、交通事故報告の際必要とする。

様式第3号（第11条関係）

公用車管理台帳

自動車 登録番号		初年度 登録年月日		自動車の 種類	
用途		自家用・事 業用の別		車体の形状	
車名		形式		乗車定員	人
最大積載量	kg	車両重量	kg	車両総重量	kg
車体番号		原動機の形 式		長さ	cm
幅	cm	高さ	cm	総排気量	cc
燃料の種類		車体の塗色		購入年月日	
購入先		購入価格又 は取得の原 因		付属備品	
備考（取得原因：購入、譲渡、寄附、その他）					

車検証有効期 間	自動車損害賠償責任保険（強制保険）			
	有効期間	保険金額	保険者名	備考
～	～	円		
～	～	円		
～	～	円		
～	～	円		
～	～	円		



